

独立行政法人経済産業研究所
セキュリティポリシー策定支援業務
公募要領

平成19年8月
独立行政法人経済産業研究所

「独立行政法人経済産業研究所セキュリティポリシー策定支援 業務」 の公募について

独立行政法人経済産業研究所では、独立行政法人経済産業研究所セキュリティポリシー策定支援業務について、実施者を以下の要領で公募します。

1. 事業の背景及び目的

独立行政法人経済産業研究所では、情報セキュリティ対策水準の向上のため、政府機関統一基準を踏まえた情報セキュリティポリシーの策定に取り組んでいる最中です。そこで、第三者且つ専門家の視点から業務を支援を受け、問題点の明確化、改善策の検討を行い、規程、運用ルールの改定を実施したいと考えています。

2. 事業内容

政府統一基準を踏まえたセキュリティポリシーの策定及び、運用ルール改訂業務、職員研修、自己点検、内部監査体制整備の業務支援。

(1) 現状調査

独立行政法人経済産業研究所（以下「委託者」という。）からの情報提供、及び現地調査により、受託者は、研究所の業務、セキュリティポリシー、及び運用ルールについて熟知すること。

(2) 問題点の調査・解析

受託者は、委託者からの情報提供及びヒアリング活動及び現地調査により、現行のセキュリティ管理体制における問題点の調査・解析を行う作業の支援を行うこと。

(3) セキュリティポリシー策定対策方法の検討

受託者は、(2)の調査・解析結果、現行業務への影響を考慮し対策方法の検討を行い、具体的な内容案を委託者と協議した上で、セキュリティポリシーの原案を提示すること。

(4) セキュリティポリシー、運用ルールの作成

受託者は、(3)の原案に基づき策定されるセキュリティポリシー、運用ルール改訂作業の支援を行うこと。

(5) 研修、自己点検、内部監査の実施

受託者は、策定されたセキュリティポリシー、運用ルールに基づき、職員研修、自己点検、及び内部監査体制整備の支援を行うこと。

3. 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とします。

(2) 採択件数

1件とします。

(3) 予算規模

委託予定費は、1,000万円（消費税込み）を上限とし、経済産業研究所と調整の上、契約額を決定しますが、上限額を上回ることはありません。

(4) 事業実施期間

契約締結日から平成20年3月15日までの期間

(5) 成果物の納入

当該事業完了後速やかに、支援業務報告書（本業務にかかる全ての資料をとりまとめたもの）及び同内容の電子媒体を納品するものとします。その他、委託契約書に基づき検収等に使用する納入物の提出が必要になる。なお、内容等については、委託者職員と事前に協議願います。また、電子媒体の形式等については、委託者職員が指定する様式とします。

4. 応募要件

今回の公募に対する提案者は、次の要件を備えている必要があります。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者を公募に参加させることはできない。
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間公募に参加させない。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは、数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者。
 - ③ 受託者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由なしに契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 上記内容に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
 - ⑦ 上記内容の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を入札に参加させない。
- (3) 平成19・20・21年度国の競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされる者、又は、提案書の提出期限までにその資格を有する者であること。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保できる者であること。
 - (5) 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を独立行政法人経済産業研究所との間で直接締結等できる団体であること。
 - (6) 政府官公庁若しくは、自社以外の企業等の当該業務コンサルティング等を請け負った実績を有し、これを証明できること。
 - (7) 当該事業の遂行に必要な関連知識、及び十分なプロジェクト管理能力、課題解決能力、調整能力、プロジェクト推進能力を有し、これを証明できること。
 - (8) 事業目標の達成、計画の遂行及び事業の継続的な実施に必要な組織、人員、設備及び施設を有していること。
 - (9) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤をもち、資金、設備等について十分な管理能力もっていること。
 - (10) 独立行政法人経済産業研究所が委託をする上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を作成・維持出来ること。
 - (11) 独立行政法人経済産業研究所から提示された委託契約書に合意すること。

- (12) 複数者で共同提案するときは、全体の意志決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を定め、その者が提案書の提出を行うこと。またその際は、共同提案者全ての企業が、上記(1)～(11)の要件が備わっていること。なお共同提案とは、複数の者が共同実施契約等を締結して連名で提案を行うことを指す。この際、複数者のいずれかが、他者に対して事業の一部を再委託する場合を含む。
- (13) 一つの提案者が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加しないこと。

5. 提案書の様式・提出部数

- (1) 提案書の記載は、別紙1の様式に基づいて下さい。
- (2) 提案書は、日本語で作成してください。用紙サイズはA4版横置き、横書きを基本とします。

6. 提案書の提出部数

提案書の提出部数は、正1部、写2部とします。

7. 添付資料

提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。当該業務を共同して実施する、または再委託を行う場合は、その理由と共同事業者又は再委託先との関係と連携方式について十分に提案書で説明(記載)するとともに、会社毎に下記資料を添付してください。なお、(9)以外は、総て3部提出して下さい。

- (1) 会社経歴書
- (2) 最近の事業報告書(1年分)
- (3) 当該業務に関するコンサルティング等の組織等に関する説明書
- (4) コンサルティング業務実績(顧客名、業務名、概要、担当規模等)
- (5) セキュリティポリシー策定業務実績(顧客名、業務名、概要、担当規模等)
- (6) その他セキュリティに係わる業務実績(顧客名、業務名、概要、担当規模等)
- (7) 業務実施予定者の経験一覧、取得済み資格一覧、及びその証明書

- (8) 全省庁統一資格の写し
- (9) 提案者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものである場合は、参考としてその原文の写1部を添付すること。

8. 提案書の提出期限及び提出先

(1) 提出受付日時

平成19年8月28日(火)～平成19年8月31日(金)

10時00分から12時00分まで、及び13時30分から17時00分まで

(2) 提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省別館11階

独立行政法人 経済産業研究所 総務グループ情報システム担当：日渡

電話番号 03-3501-1363 (代表)

FAX番号 03-3501-8577

(3) 提出方法

郵送又は持参すること。FAX、電子メール等での提出は受理いたしません。

なお、受付期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日は、受付を行いません。

9. 提案書の受理

- (1) 応募資格を有しない者の提案書、又は、形式的に不備がある提案書は、受理いたしません。
- (2) 部分提案は受け付けません。
- (3) 提出された提案書を受理した場合は、提案書受理票を提案者に発行します。
- (4) 受理した提案書は、返却できませんので予めご了承下さい。

10. 提案書類の内容に不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において内容的な不備が発見された場合は、職員は提案者に対し、「不備」のあった旨を書面にて通知します。通知を受けた提案者が、提出期限までに整備された提案書を提出できない場合は、当該提案書は無効とします。なおこの場合でも、当初の提案書その他の書類の返却はいたしません。

1 1. 委託先決定までのスケジュール (予定)

平成 19 年 8 月 31 日(金) 17:00 まで 提案書の提出締め切り
～9 月中旬 委託先決定

1 2. 留意事項

本業務を遂行するにあたり、以下の留意事項を遵守して下さい。

- (1) 本委託業務を受託した企業等（再委託先を含む。）は、公平性確保の観点から、本委託に伴って今後発生する関連案件への入札や公募の参加資格を失う。

なお、本事項の対象は、「委託先及び再委託先」並びにその関係会社も対象とする。

- (2) 本業務の遂行にあたっては、問題点や課題の指摘に留まらず、その有効的な解決策の提示とそれに係る必要な調査も実施すること。
- (3) その他、本業務の円滑な遂行を実現するため、積極的に定例打合せ等の会議を主催すること。

またそれに必要な調整等を実施すること。定例打合せ以外にも、課題解決等のために開催される打合せ等に参加し、必要な調整等を実施すること。

また、積極的に問題や課題の早期発見に努め、主体的かつ迅速に、その解決に取り組むこと。

- (4) 本公募要領に定めた作業は、現時点で想定されるものを記述したものである。今後、諸事情により各作業等に変更が発生した場合は、独立行政法人経済産業研究所と協議の上、柔軟に対応すること。
- (5) 本業務を遂行する上で発生した書面(電子媒体を含む)、その他、類似の派生物(企画等の構想も含む)の一切の著作権及び所有権は独立行政法人経済産業研究所に帰属するものとする。
- (6) 本業務で知り得た情報・資料等は、種類・種別の如何を問わず、いかなる第三者へも漏洩させてはならない。またコピー等の取得も原則禁止する。更に、本委託業務完了時には、それら資料等を発注者へ返却すること。

1 3. 秘密の保持

提案書、その他の書類は、当該事業の委託先の選定のためだけ使用いたします。

1 4. 委託先の選定及び選考基準

(1) 選定方法は、以下のとおりです。

- ① 委託先の選定は、受理した提案書及び独立行政法人経済産業研究所が必要に応じ別途行う調査等を基に、審査委員会の開催等所定の手続きに従って行います。
- ② 共同提案の場合は、共同提案者全体を一つの提案者として審査を行います。
- ③ 委託先選定に係る審査は、受理した提案書及び添付資料等に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料等の提出を求める可能性があります。

(2) 委託先を選定する際の選考基準は、以下のとおりです。

- ① 提案書記載の支援業務の内容、方法等が具体的かつ独立行政法人経済産業研究所の意図と合致していること。
- ② 本業務を実施するために必要な能力・知識を有すると証明できる実績があること。
- ③ 提案書記載の支援業務の経済性が優れていること。
- ④ 本事業の遂行及び業務管理上、委託者の必要とする措置を適切に遂行出来る体制を有すること。
- ⑤ 経営基盤が確立していること。

1 5. 結果通知

提出期限後、約1週間を目途に提案内容の審査を行い、速やかに採択結果を通知します。さらに、独立行政法人経済産業研究所内の掲示板及び、ホームページに採択結果を掲載します。なお、採択結果等の照会、質疑には応じません。

1 6. その他留意事項等

(1) 提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合は、事項に従って質

問を行うか、又は提案者の判断として想定した前提条件を明記の上記載して下さい。

- (2) 提案者等が所有する工業所有権等を使用する場合は、提案書の中にその旨を明記して下さい。また、使用条件等について提案等がある場合は、併せて提案書の中に明記して下さい。
- (3) 提案書等の作成費は経費に含みません。また、選定の成否を問わず提案書の作成費用及び、その他一切の費用は支払いません。
- (4) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうか委託費支払いに際し厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いが行えません。厳格な経費処理が必要であることを前提として当該委託事業の受託可否を検討してください。

1 7. 本公募に関する問合せ

(1) 受付日時

平成 19 年 8 月 31 日（金）まで。

10 時 00 分から 12 時 00 分まで、及び 13 時 30 分から 17 時 00 分まで

(2) 問合せ先

上記 8. (2) に記載されている問合せ先

(3) 問合せ方法

郵送又は F A X にて受け付けます。電話、来訪、電子メール等での問合せはお受けできません。受信の確実性を確保するため、「問合せ」 F A X を送信した旨、上記 8. (2) に記載する担当者に電話にて通知してください。この通知がなく、F A X 機等の不具合により、受信が確認できない場合は、独立行政法人経済産業研究所職員は責任を負いません。

なお、公募期間内に受け付けました「ご質問と回答」については、公平性を保つために当所の HP にも掲載させていただく場合があります。

※添付資料について

- ・別紙1 提案書様式等
- ・別紙2 RIETI 委託契約書（雛形）
- ・別紙3 独立行政法人経済産業研究所における特質について